

京都大学人文科学研究所所蔵『天地瑞祥志』第七翻刻・校注—内官(1)

田 中 良 明 (大東文化大学東洋研究所)

A Transliteration and Commentary of “Tian di rui xiang zhi (天地瑞祥志)” vol.7 Owned by the Institute for Research in Humanities, Kyoto University -“Nei guan (内官)” part2

Yoshiakira TANAKA

はじめに

本稿に翻刻・校注をする『天地瑞祥志』の詳細及び凡例については、前稿（『大東文化大学紀要第60号〈人文科学〉』11001年）を参照されたい。本稿には前稿に続き11積薪より30幸臣を掲載したが、その間の22大微については、紙幅の都合上次稿に載すこととした。また、23五帝・24屏については、基本的な対校資料となる『天文要録』では当該箇所が既に残缺しており、『開元占經』には当該箇所に遗漏があるため、他の星官と比べ注釈に不足が目立つ結果となっている。

なお、本稿は日本学術振興会科学研究費・基盤研究（B）（一般）・課題番号20H01301「10～12世紀の東アジアにおける〈術数文化〉の深化と変容」（代表水口幹記）の研究成果である。本書他篇の翻刻・校注に関する最新の掲載情報は水口幹記氏（藤女子大学教授）を代表とする共同研究グループの「〈術数文化〉網」当該ページを参照されたい。

最後となるが、該書の翻刻を許可して下さった京都大学人文科学研究所と同研究所の武田時昌名誉教授に記して謝意を表す。

(一) <http://shushutemmon.org/tenchi> 110111年九月十四日確認。

11(1)

積薪 〈思秦反平〉 石氏曰一星在積水東入井廿一度去極六十一度半在黃道內十度丈也□□主給庖々厨給長者也欲微小吉明大則人君增庖厨熒惑守為

火事(一)大旱庖官以火爲憂也

11(2)

積薪(思秦反、平。)。石氏曰、「一星。在積水東、入井廿一度、去極六十一度半、在黃道內十度太也。」□□主給庖、庖廚給長者也。欲微小、吉。

明大、則人君增庖廚。熒惑守、爲火事、火事大旱。庖官以火爲憂也。」

11(3)

積薪(思秦の反、平。)。石氏曰く、「(一)一星。積水の東に在り、井に入ること廿一度、極を去ること六十一度半、黃道の内十度太に在るなり。□
庖に給するを主り、庖厨は長者に給するなり。微小ならんと欲せば、吉なり。明かにして大なれば、則ち人君庖厨を増す。熒惑守せば、火事と爲し、火事あれば大いに旱あり。庖官は火を以て憂と爲すなり。」と。

11(4)

〔一〕『篆隸萬象名義』卷第四十四艸部

薪、胥秦反。

〔二〕『三家簿讚』（若杉家本石氏簿讚。以下同）

積薪、一星。在積水東南。(積薪一星、主給庖。)

『晉書』卷十一、天文志上、中宮

積薪、一星。在積水東北、供庖厨之正也。

『開元占經』卷六十六、石氏中官、積薪星占四十二

石氏曰、「積薪、一星。在積水東南、入井二十一度半、去極六十一度半、在黃道內十度太。」

〔三〕『開元占經』卷六十六、石氏中官、積薪星占四十二

石氏曰、「積薪、明大、則人君增庖厨。」……。石氏『讚』曰、「積薪、一星。主給庖。」

〔四〕『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、熒惑犯積薪四十二

石氏曰、「熒惑守積薪、大旱。爲火事、庖官以火爲憂。」

12(1)

水位(惟秘反去)石氏曰四星在井東南北列南星入井十九度半去極七十二度主水衡也木火守犯之百川溢□□都萌曰歲星出其南大旱也

12(2)

水位(惟秘反、去。)石氏曰、「四星。在井東、南北列、南星入井十九度半、去極七十二度。主水衡也。木・火守・犯之、百川溢。」都萌曰、「歲星出其南、大旱也。」

12(3)

水位(惟秘の反、去。)石氏曰く、「(一)四星。井の東に在り、南北に列し、南星は井に入ること十九度半、極を去ること七十二度。水衡を主るなり。」

木・火之を守・犯せば、百川溢る。」と。鄱萌曰く、「歲星其の南に出づれば、大いに旱あるなり。」と。

12④

(二)『篆隸萬象名義』卷第七人部

位、胡愧反。

※廣韻は、位・秘・愧、俱に去六至。

(二)『三家簿讚』(石氏星官簿讚)

水位、四星。在東井北、南北列。〈水位四星、寫溢流。〉

『晉書』卷十一、天文志上、中宮

水位、四星。在積薪東、主水衡。客星若水・火守・犯之、百川流溢。

『開元占經』卷六十六、石氏中官、水位星占四十三

石氏曰、「水位、四星。在東井東、南北列、南星入井十九度半、去極七十二度半、在黃道外三度太。」

(三)注(二)所引『晉書』天文志を参照。

『開元占經』卷二十八、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯水位四十二

石氏曰、「歲星犯・守水位、天下以水爲害、津關不通。一曰、大水入城郭、傷人民。皆不出其年。」

『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、熒惑犯水位四十三

石氏曰、「熒惑犯・守水位、天下以水爲害、津關不通。一曰、大水入城郭、傷人民。皆不出一年。」

※辰星占も「傷」の上に「浸」字が有る以外熒惑占と同じ。

(四)『開元占經』卷二十八、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯水位四十二

鄱萌曰「歲星犯水位、大水。一曰、出其南、大旱。」

13①

天樽(子昆反、平。)石氏曰三星在東井北□□晋志曰天樽主盛餧粥以給貧餒之

〔二〕右旁に「餧歟」の書き入れ有り。

13②

天樽(子昆反、平。)石氏曰、「三星。在東井北。」『晉志』曰、「天樽、主盛餧粥以給貧餒。」之。

13③

天樽(子昆の反、平。)石氏曰く、「〔三〕星。東井の北に在り。」と。『晉志』に曰く、「天樽、餧粥を盛り以て貧餒に給するを主る。」と。之なり。

(二)『篆隸萬象名義』卷第四十二木部

樽、子昆反。

(二) 『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

天尊、三星。在東井北。〈ミミ愍民、育幼孤。〉

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、天籬星占五十九

甘氏曰、「天樽、三星、在東北井。」

(三) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮

五諸侯南三星曰天樽、主盛饋粥以給貧餒。

14 (1)

權 〈渠圓反平〉甘德曰四星在軒轅尾西 〈土官之〉 權者烽火之權也邊亭之警候也

14 (2)

權 〈渠圓反、平。〉甘德曰、「四星。在軒轅尾西 〈土官、之。〉。權者烽火之權也。邊亭之警候也。」

14 (3)

權 〈渠圓の反、平。〉甘德曰く、「^(一)四星。軒轅の尾の西に在り 〈土官、之なり。〉。權は烽火の權なり。邊亭の警候なり。」と。

14 (4)

(二) 『篆隸萬象名義』卷第三十九木部

權、局圓反。

※同卷第二十一には「燼、公段反。」と有る。一般に、權は平声で用いられ、木が茂る意味の時は、去声であり、燼と同音になる。また、燼は一般に炬火・烽火の意味として去声で用いられるが、北宋の『集韻』は平声二仙に權と同音の燼も収録し、「烽火」と注す。本条の星は本文にも「烽火」と見えることから、名を「燼」に作る方が妥当である。しかし、例えは『史記』天官書の「權」は「軒轅」を指すが、張守節『史記』正義は「權、四星，在軒轅尾西。主烽火、備警急。」云々と「燼」と混同した注を記しており（天官書に「燼」の記載は無い）、唐代の天文文献において抄写の混乱が見られる文字である。また本書が平声の音注を施すことから、遅くとも本書に音注が付された時点では、「權」に作つていた可能性が高い。よって本稿では、『天地瑞祥志』はこの星の名を「權」に作ったと仮定し、「燼」に改めることをしなかった。

(二) 『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

權、四星。在軒轅右角南。一曰、在尾西。〈權、舉鉛、表遠近沈浮。〉

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、天籬星占五十九

甘氏曰、「燼、四星，在軒轅尾南，柳北。」

(三) 『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、天籬星占五十九

巫咸曰、「燼、土宮也。」

(四) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮

軒轅西四星曰燿。燿者烽火之燿也。邊亭之警候。

15 (1)

酒旗 〔咨酒反上〕 □德曰三星在軒轅右角南酒燕會情志歡虞 □□晋志曰酒官之旗也 □□劉表曰五星有酒旗天下大酺有酒矣賜若爵宗室則物之也

〔二〕「西」に作る。〔二〕右旁に「輔歟」の書入有り。〔三〕右旁に「肉歟」の書入有り。

15 (2)

酒旗 〔咨酒反、上。〕 •甘德曰、「三星。在軒轅右角南。酒燕會、情志歡虞。」『晉志』曰、「酒官之旗也。」劉表曰、「五星守酒旗、天下大酺、有酒

宍、賜若爵宗室、則物之也。」

15 (3)

酒旗 〔咨酒の反、上。〕 甘德曰く、「^(一)星。軒轅の右角の南に在り。酒燕の會あり、情志より歡び虞たのしむ。」と。『晉志』に曰く、「酒官の旗なり。」と。劉表曰く、「^(四)星酒旗を守せば、天下大いに酺うたけし、酒宍有り、賜はること宗室に爵するが若く、則ち之に物するなり。」と。

15 (4)

(二) 『篆隸萬象名義』卷第三十酉部

酒、咨有反。

※廣韻は、酒・有、俱に上四十四有。本文反切下字の「酒」は或いは同韻「西」の訛か。

(二) 『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

酒旗、三星。在天尊南。〈酒旗謀燕會、情志歡娛。一曰、在袁右角南。〉

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、酒旗星占五十八

甘氏曰、「酒旗、三星。在軒轅右角。酒、酒官也。旗、旗官也。」

(三) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志も同文)

軒轅右角南三星曰酒旗、酒官之旗也。主宴饗飲食。五星守酒旗、天下大酺、有酒肉・財物、賜若爵宗室。

(四) 注(三)所引『晉書』天文志も参照。

『開元占經』卷二十九、歲星占七、歲星犯甘氏外官二、歲星犯酒旗五

『荊州占』曰、「歲星守酒旗、天下大酺、有酒肉・財物、賜若爵宗室。」

『開元占經』卷三十七、熒惑占八、熒惑犯甘氏中官二、熒惑犯酒旗十四

『荊州占』曰、「熒惑守酒旗、天下大酺、有酒肉・財物、賜若爵宗室。」

『開元占經』卷四十四、填星占七、填星犯甘氏中官二、填星犯酒旗二

『荊州占』曰、「填星守酒旗、天下大酺、有酒肉・財物、賜若爵宗室。」

『開元占經』卷五十二、太白占八、太白犯甘氏中官二、太白犯酒旗七

『荊州占』曰、「太白守酒旗、天下大酺、有酒肉・財物、若爵宗室。」

『開元占經』卷五十九、辰星占七、辰星犯甘氏中官二、辰星犯酒旗三

『荊州占』曰、「辰星守酒旗、天下大酺、有酒肉・財物、賜若爵宗室。」

16(1)

天相
〔息諫^二反去〕巫咸曰三星在七星大星北□□晋志曰天相丞相之象也

16(2)
「諫」に作る。

天相
〔息諫^二反、去[○]〕巫咸曰、「三星。在七星大星北。」『晉志』曰、「天相、丞相之象也。」

16(3)
天相
〔息諫^二の反、去[○]〕巫咸曰く、「^(二)三星。七星の大星の北に在り。」と。『晉志』に曰く、「天相は、丞相の象なり。」と。

16(4)
天相
〔息諫^二の反、去[○]〕巫咸曰く、「^(二)三星。七星の大星の北に在り。」と。『晉志』に曰く、「天相は、丞相の象なり。」と。

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十二目部

相、先亮反。

※廣韻は、相・諫・亮、俱に去四十一漾。

(二) 『三家簿讚』(巫咸星官簿讚)

天相、三星。在七星大星北。
〔ミミ、爵服綠色、顯光。〕

『開元占經』卷七十、巫咸中外官、天相星占五

巫咸曰、「天相、三星。在七星大星北。」

(三) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮

酒旗南三星曰天相、丞相之象也。

『開元占經』卷七十、巫咸中外官、天相星占五

石氏曰、「天相者、天丞相也。」

17(1)

軒轅
〔虛言反禹元反〕石氏曰十七星在七星北大星入張大吉極七十一度在黃道內一度少之□□晋志曰黃帝之神黃龍之體也后妃之主土體穢也一曰東陵一曰權星主雷雨之神南大星女主也次北一星夫人也屏也一將也次北一星妃也次將也其次諸星皆次妃之屬也女主南小星女御也左一星少民后宗也右

一星大民大后宗也其色黃小而明也。劉表曰軒轅欲小々黃明也消小不見皇后貴女不安黑色大凶之河。昌曰月行軒轅中女主失勢犯左右角臣有誅犯卿々者憂。海中占曰月犯女生々當之應以善事即已。鄱萌曰月食軒轅女主有憂之。黃帝占曰月五星犯乘守大飢皇后族有誅。劉表曰歲星守軒轅女后有以子爭者犯乘守左右角大臣死。石氏曰熒惑守軒轅若鈞已宮中有亂期百廿日內放也。劉表曰熒惑犯乘主命惡若鄱々憂各官之逆行守玄戈以妾為妻之。石氏曰填星守天下放。黃帝占曰大亂易主。太白犯成刑後宮中有賊。光武建武九年七月金犯大星十月金軒轅。後宮之皇后失勢是時郭后失勢見疎廢為中太后之。晉志曰魏青龍四年七月太白犯軒轅太皇占曰女主憂。景初元年皇后毛氏崩。晋成帝咸康六年六月太白犯軒轅太皇七年三月杜皇后崩。穆帝永和四年七月太白犯軒轅占在趙及為喪。太元五年七月辰星犯軒轅有女主憂。九月王氏皇后崩。〔二〕右旁に「主」の書入有り。〔二〕右旁に「亡歟」の書入有り。

17(2)

軒轅（虚言反。禹元反。）石氏曰、「十七星。在七星北、大星入張太、去極七十一度、在黃道內一度少。」之。『晉志』曰、「黃帝之神、黃龍之體也。后妃之主、士（體）職也。一曰東陵、一曰權星。主雷雨之神。南大星、女主也。次北一星、夫人也、屏也、一將也。次北一星、妃也、次將也。其次諸星、皆次妃之屬也。女主南小星、女御也。左一星、少民、后宗也。右一星、大民、太后宗也。其色黃、小而明也。」劉表曰、「軒轅、欲小小黃明也。消小不見、皇后、貴女不安。黑色、大凶。」之。『河圖』曰、「月行軒轅中、女主失勢。犯左右角、臣有誅。犯御、御者憂。」『海中占』曰、「月犯女主、女主當之。應以善事即已。」鄱萌曰、「月食軒轅、女主有憂。」之。『黃帝占』曰、「月・五星犯・乘・守、大飢、皇后族有誅。」劉表曰、「歲星守軒轅、女后有以子爭者。犯・乘・守左右角、大臣死。」石氏曰、「熒惑守軒轅、若鈞已、宮中有亂。期百廿日。內放也。」劉表曰、「熒惑犯・乘・守、主命惡。若后、后憂。各官之逆行守玄戈、以妾為妻。」之。石氏曰、「填星守、天下放。」『黃帝占』曰、「大亂、易主。」「太白犯、成刑、後宮中有賊。」光武建武九年七月、金犯大星。十月、金軒轅。軒轅、後宮之官。皇后失勢。是時郭后、后失勢見疎。廢為中山太后。之。『晉志』曰、「魏青龍四年七月、太白犯軒轅大星。占曰、『女主憂。』景初元年、皇后毛氏崩。晉成帝咸康六年六月、太白犯軒轅大星。七年三月、杜皇后崩。穆帝永和四年七月、太白犯軒轅。占、『在趙。』及『爲兵・喪。』太元五年七月、辰星犯軒轅、有女主憂。九月、王氏皇后崩。」

17(3)

軒轅（虚言の反。禹元の反。）石氏曰く、「十七星。七星の北に在り、大星は張に入る事太、極を去ること七十一度、黃道内一度少に在り。」と、之なり。『晉志』に曰く、「^(四)黃帝の神、黃龍の體なり。后妃の主、士職なり。一に東陵と曰ひ、一に權星と曰ふ。雷雨の神を主る。南の大星は、女主なり。北に次す一星は、夫人なり、屏なり、一將なり。北に次す一星は、妃なり、次將なり。其の次の諸星は、皆次妃の屬なり。女主の南の小星は、女御なり。左の一星は、少民、后の宗なり。右の一星は、大民、太后の宗なり。其の色は黄、小さくして明らかなり。」と。劉表曰く、「軒轅、小小と黄にして明らかならんと欲するなり。消り小さくして見えざれば、皇后、貴女安んぜず。黒色なれば、大いに凶なり。」と、之なり。『河圖』に曰く、「^(五)月・軒轅中を行けば、女主勢を失ふ。左右の角を犯せば、臣に誅せらるる有り。御を犯せば、御者憂ふ。」と。『海中占』に曰く、「月・女主を犯せば、女主之に當たる。應するに善事を以てすれば即ち已む。」と。鄱萌曰く、「^(六)月・軒轅を食せば、女主に憂有り。」と、之なり。『黃帝占』に曰く、「月・五星犯・乘・守せば、大いに飢ゑ、皇后の族に誅せらるる有り。」と。劉表曰く、「^(七)歲星・軒轅を守せば、女后に子を以て争ふ者有り。左右の角を犯・乘・守せば、大臣死す。」と。石氏曰く、「熒惑・軒轅を守し、若しくは鈞已せば、宮中に亂有り。期は百廿日。内に放さるるあり。」と。劉表曰く、「熒惑犯・乘・守せば、主命悪む。若し后あれば、后憂ふ。各々之に官あり。逆行して玄戈を守せば、

妾を以て妻と爲す。」と。之なり。石氏曰く、「墳星守せば、天下放さる。」と。「黄帝占」に曰く、「大いに亂れ、主を易ふ。」と。「太白犯せば、刑を成し、後宮の中に賊有り。」と。光武の建武九年七月、金大星を犯す。十月、軒轅に金あり。軒轅は、後宮の官なり。皇后勢を失ふ。是の時は郭后。后勢を失ひ疎んぜらる。廢して中山太后と爲す。之なり。『晉志』に曰く、「魏の青龍四年七月、太白軒轅の大星を犯す。占に曰く、「女主憂ふ。」と。景初元年、皇后毛氏崩す。晉の成帝の咸康六年六月、太白軒轅の太星を犯す。七年三月、杜皇后崩す。穆帝の永和四年七月、太白軒轅を犯す。占に、「趙に在り。」及び「兵・喪と爲す。」と。太元五年七月、辰星軒轅を犯し、女主の憂ふる有り。九月、王氏皇后崩す。」と。

17

(4)

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十八車部

軒、虛言反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十八車部

轅、禹元反。

(三) 『三家簿讚』(石氏星官簿讚)

軒轅、十七星。在七星北。〈軒轅、黃龍之體、主后妃。〉

『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、軒轅星占四十四

(四) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮
石氏曰、「軒轅、十七星。在七星北、大星入張太、去極七十一度、在黃道內一度少。」

(五) 『開元占經』卷六十六、石氏中官、軒轅星占四十四
軒轅、十七星。在七星北。軒轅、黃帝之神、黃龍之體也。后妃之主、士職也。一曰東陵、一曰權星。主雷雨之神。南大星、女主也。次北

一星、夫人也、屏也、上將也。次北一星、妃也、次將也。其次諸星、皆次妃之屬也。女主南小星、女御也。左一星、少民、后宗也。右一星、大民、太后宗也。欲其色黃小而明也。

(六) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

『荊州占』曰、「軒轅、欲小小黃明也。消小不見、皇貴妃不安。黑色、大凶。」

(七) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一
『帝覽嬉』曰、「月行軒轅中、女主失勢。其所中以官名、名之。一曰、五官有不治者。」……。『帝覽嬉』曰、「月犯軒轅左右角、臣有誅者。」『帝

覽嬉』曰、「月犯女御星、女御有憂。」鄱萌曰、「月犯御星、御僕死。」

(八) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一
『海中占』曰、「月犯軒轅大星、女主當之。」

(八) 「應するに」云々は、善行・善政によつて対応すれば災禍が止まり消えること。本文の「已」や旁書の「亡」も災禍が除かれる意味。占辞中に見られる類例は左記の如し。

『開元占經』卷九、日占五、日蝕從中起六
『荊州占』曰、「日蝕中央空、主死。期三年。應以善事則消災。」

『開元占經』卷十三、月占三、月與列星相犯、月犯心五

『海中占』曰、「月犯心中央星、人主惡之。犯其前星、太子惡之、及失位。犯其後星、庶子惡之。皆應以善事。」……。『河圖帝覽嬉』曰、「月

犯心、亂臣在旁、伐國。期不出三年。其下有亡國。又民伐其王。應之以善事已、殃除。」

『開元占經』卷三十一、熒惑占二、熒惑犯東方七宿、熒惑犯角一

(石氏) 又占曰、「熒惑入天門、已去復反、守天門、關梁不通。進以善事則亡。」

『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、軒轅星占四十四

『河圖』曰、「熒惑入軒轅中、復還守、應以善事則已。」

(九) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

郗萌曰、「月犯軒轅、女主有憂。以官名、名之。」

(十) 『乙巳占』卷二、月干犯中外宮占第十

月犯軒轅左右角、臣有誅。乘大民星、大饑、太后宗有誅者。若有罪。犯其端、臣子反、有亂臣、臣子失勢。其所中者、以官名之。犯・乘少民星、小饑、小流皇后宗、有誅者。若有罪。

『乙巳占』卷四、五星干犯中宮占第二十六

木中・犯・乘・守軒轅大民星、大饑、大流皇太后宗。木乘・犯・守軒轅少民星、小饑、小流皇后宗、有誅者。若有罪戮。

(十二) 『開元占經』卷二十八、歲星占六、歲星犯石氏中官、歲星犯軒轅四十三

『荊州占』曰、「歲星守軒轅、女后有以子諱者。」……。『荊州占』曰、「歲星中・犯・乘・守軒轅左右角、皆爲大臣當之。」

『乙巳占』卷四、五星干犯中宮占第二十六

木行犯・守軒轅、女主失勢。一曰大臣當之、若有黜者。期二年。

(十三) 『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、熒惑犯軒轅四十四

『荊州占』曰、「熒惑犯・乘・守軒轅、主命惡之。」

(十四) 『開元占經』卷三十六、熒惑占七、熒惑犯石氏中官下、熒惑犯軒轅四十四

『荊州占』曰、「熒惑犯軒轅女御、天子僕死。熒惑犯軒轅、所中以官名、名之、皆成刑。」《黃帝》曰、「成刑者、憂喪。」

(十五) 玄戈は北斗付近の三星。この数句は衍文か。

『開元占經』卷六十五、石氏中官占上一、玄戈占五

石氏曰、「玄戈、一星。在招搖北。《入氐》一度、去極三十二度半、在黃道內五十三度半。」

『開元占經』卷三十五、熒惑占六 熒惑犯石氏中官上、熒惑犯玄戈五

『春秋緯』曰、「熒惑逆行守玄戈、以妾爲妻。」

（十六）『開元占經』卷四十三、填星占六 填星犯石氏中官、填星犯軒轅四十二

（石氏）又占曰、「填星守軒轅、天下大赦。」

『乙巳占』卷五、填星干犯中外宮占第三十三

土守軒轅、天下大赦。

（十七）『開元占經』卷四十三、填星占六 填星犯石氏中官、填星犯軒轅四十二

甘氏曰、「填星守軒轅、天下大亂、後宮破散、改政易王、人主以赦除咎。期三年。」

『乙巳占』卷五、填星干犯中外宮占第三十三

土守軒轅、天下大亂、後宮破散、改政易王、人主以赦除咎。期三年。

（十八）『乙巳占』卷六、太白入中外宮占第三十六

金入軒轅中、犯乘守之、有逆賊。若火災。

（十九）『續漢書』志第十、天文上

光武建武九年七月乙丑、金犯軒轅大星。十一月乙丑、金又犯軒轅。軒轅者、後宮之宮、大星爲皇后。金犯之爲失勢。是時郭后、已失勢見疏。後廢爲中山太后、陰貴人立爲皇后。

（二十）『晉書』卷十三、志第三、天文下、月五星犯列舍

（青龍四年）其年七月甲寅、太白犯軒轅大星。占曰、「女主憂。」景初元年、皇后毛氏崩。……。（咸康六年）六月乙卯、太白犯軒轅大星。占曰、「女主憂。」七年三月、皇后杜氏崩。……。（永和四年）七月、太白犯軒轅。占曰、「在趙。及爲兵喪。」……。八月、石季龍太子宣殺弟範、宣亦死。……。五年正月、石季龍僭號稱皇帝、尋死。……。（太元）五年七月丙子、辰星犯軒轅。占曰、「女主當之。」九月癸未、皇后王氏崩。

18①

小微（思消反上莫悲反平）石氏曰四星在太微西南星入張十度半在黃道內三度半弱小微處士位也處士豪民也□□晉志曰土火夫之位也亦天子副主或曰博士官一曰主衛掖門南第一星處士第二星議士□第三星博士第四星大夫明大而黃則賢士舉也月五星犯守之處士女主憂宰相易也（大犯守、為處士刑誅也）□微小則賢士廢而忠臣遠。

「二」「大」に作る。「二」「博」に作る。

18②

小微（思消反、上。莫悲反、平。）石氏曰、「四星。在太微西。南星入張十度半。在黃道內三度半弱。小微處士位也。」處士、豪民也。『晉志』曰、「士大夫之位也。亦天子副主。或曰博士官。一曰主衛掖門。南第一星處士、第二星議士、第三星博士、第四星大夫。明大而黃、則賢士舉也。月五星犯守之、處士・女主憂・宰相易也。」（火犯守、爲處士刑誅也。）「微小、則賢士廢而忠臣遠。」

18
③

小微(一)思消の反、上。莫悲(二)の反、平。。石氏曰く、「四星。太微の西に在り。南星は張に入ること十度半、黃道の内三度半弱に在り。小微は處士の位なり。」と。處士は、豪民なり。『晉志』に曰く、「士大夫の位なり。亦た天子の副主なり。或いは博士官と曰ひ、一に掖門を衛るを主る」と曰ふ。南の第一星は處士、第二星は議士、第三星は博士、第四星は大夫。明かに大きくして黃なれば、則ち賢士擧げらるるなり。月・五星之を犯守すれば、處士・女主憂ひ、宰相易へらるるなり。」と。〈火犯守すれば、處士刑誅せらると爲すなり。〉「(五)微小なれば、則ち賢士廢せられて忠臣遠ざけらる。」と。

18
④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第二十一小部

小、思兆反。(目録は「小、思悄反。」に作る。)

※廣韻は、小・兆・悄、俱に上三十小、消、下平四宵。本文の反切下字「消」は或いは「悄」の誤か。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第三十二イ部

微、莫悲反。

(三) 『三家簿讚』(石氏星官簿讚)

少微(一)四星在太微西、南北列。〈少微四星、處十一位〉

『開元占經』卷六十六、石氏中官、少微星占四十五

石氏曰、「少微四星，在太微西、南北列。〈南星入張十度半、去極七十度半、在黃道內三度半弱。〉」

(四) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

少微四星，在太微西，士大夫之位也。一名處士，亦天子副主。或曰博士官、一曰主衛掖門。南第一星處士、第二星議士、第三星博士、第

四星大夫。明大而黃，則賢士舉也。月・五星犯守之，處士・女主憂，宰相易。

(五) 『開元占經』卷六十六、石氏中官、少微星占四十五

石氏曰、「少微星微小，則賢士退而忠臣廢。」

19
①

長恒(一)除良反禹煩反。巫咸曰四星在小微南北列主界城反胡夷。鄱萌曰熒惑出胡人匈奴入漢太白入之九卿謀也

〔二〕右旁に「恒歟」と書入有り。

19
②

長垣(一)除良反禹煩反。巫咸曰「四星。在小微南、南北列。主界域及胡夷。」鄱萌曰「熒惑出、胡人・匈奴入漢。太白入之、九卿謀也。」

長垣(一)除良の反禹煩の反。巫咸曰く、「四星。小微の南に在り、南北に列す。界域及び胡夷を主る。」と。鄱萌曰く、「熒惑出づれば、胡人・

19
③

長垣(一)除良の反禹煩の反。巫咸曰く、「四星。小微の南に在り、南北に列す。界域及び胡夷を主る。」と。鄱萌曰く、「熒惑出づれば、胡人・

匈奴漢に入る。太白之に入れば、九卿謀るなり。」と。

19④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十九長部

長、除良反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第一土部

垣、禹煩反。

(三) 『三家簿讚』(巫咸星官簿讚)

長垣四星，在少微南、^ミ北列。^ミ四星、城邑相苞。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

(少微) 南四星曰長垣、主界域及胡夷。熒惑入之、胡入中國。太白入之、九卿謀。

『開元占經』卷七十、巫咸中外官、長垣星占六

巫咸曰、「長垣四星，在少微西、南北列。」

『合誠圖』曰、「長垣主界域。」

(四) 注(二)所引『晉書』天文志を参照。

『開元占經』卷三十七、熒惑占八、熒惑犯巫咸中外官四、熒惑犯長垣一

郗萌曰、「熒惑入長垣、敵人入中國。出長垣、則出。」『玉曆』曰、「熒惑入長垣、若守之、匈奴入漢國。敵人四夷若皆出。期一年。」

『開元占經』卷五十二、太白占八、太白犯巫咸外官四、太白犯長垣一

感精符曰、「太白入長垣、三公・九卿謀。主兵大起、天下亂。王者有憂。」

20①

靈臺(力丁反徒來反)甘德曰三星在明臺西觀臺也□□□主觀雲物察符瑞候災變也。

20②

靈臺(力丁反。徒來反)。甘德曰、「三星。在明^堂西。觀臺也。主觀雲物、察符瑞、候灾變也。」

20③

靈臺(力丁の反。徒來の反)。甘德曰、「三星。明臺の西に在り。觀臺なり。雲物を觀、符瑞を察し、灾變を候するを主るなり。」と。

20④

(二) 『篆隸萬象名義』卷第十八巫部

靈、力丁反。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十六至部

臺、住來反。(上田正『玉篇反切総覧』は「徒來反。」に作る。)

(三)『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

靈臺三星，在明堂西南。
〔ミミ、孝府。居高察微。〕

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

明堂西三星曰靈臺。觀臺也。主觀雲物、察符瑞、候災變也。

21①

明堂〈靡京反徒郎反〉甘德曰三星在大微西南角外天子布政之宮也

21②

明堂〈靡京反。徒郎反。〉甘德曰、「三星。在大微西南・角外。天子布政之宮也。」

21③

明堂〈靡京の反。徒郎の反。〉甘德曰く、「三星。大微の西南・角の外に在り。天子布政の宮なり。」と。

21④

明堂〈靡京の反。徒郎の反。〉甘德曰く、「三星。大微の西南・角の外に在り。天子布政の宮なり。」と。

(二)『篆隸萬象名義』卷第二十明部

明、靡京反。

(二)『篆隸萬象名義』卷第二十一土部

『大宋重修廣韻』下平聲十一唐

徒郎切。

※廣韻は、堂・郎・當・俱に下平十一唐。

(三)『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

明堂三星，在太微西南・角外。
〔ミミ、顯化崇、進孝慈。〕

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志無其字、宮下有也字)
(太微)其西南・角外三星曰明堂、天子布政之宮。

紙幅の都合上、22 大微は次稿に載す。

23
①

五帝〈語戸反、上。丁細反、去。〉石氏曰五星在大微中、央星入翼九度半去極六十三度半在黃道内十度大也位色各殊中大星黃帝精四星四帝神也□□劉表曰黃帝坐明大則天子吉壽威令行微小則為威令不行勢在臣下若不明人主疾求賢士以輔治不然奪勢月犯天下有喪大人易若出坐之北為大禍出坐之南為小禍若近之大臣謀亂禍不成之也

23
②

五帝〈語戸反、上。丁細反、去。〉石氏曰、「五星。在大微中。中央星入翼九度半、去極六十三度半、在黃道内十度太也。位色各殊、中大星黃帝精、四星四帝神也。」劉表曰、「黃帝坐明大、則天子吉壽、威令行。微小、則為威令不行、勢在臣下。若不明、人主疾求賢士、以輔治。不然、奪勢。月犯、天下有喪、大人易。若出坐之北、為大禍、出坐之南、為小禍。若近之、大臣謀亂、禍不成。之也。」

23
③

五帝〈語戸の反、上。丁細の反、去。〉石氏曰く、「五星。大微の中に在り。中央星は翼に入ること九度半、極を去ること六十三度半、黃道の内に在ること十度太なり。位色各々殊なり、中の大星は黃帝の精、四星は四帝の神なり。」と。劉表曰く、「^四黃帝坐明かにして大なれば、則ち天子は吉壽、威令は行はる。微小なれば、則ち威令は行はれず、勢は臣下に在りと為す。若し明らかならざれば、人主疾く賢士を求め、以て治を輔せしむ。然らざれば、勢を奪はる。」と。^五月犯せば、天下に喪有り、大人易はる。若し坐の北に出づれば、大禍と為し、坐の南に出づれば、小禍と為す。若し之に近づけば、大臣亂を謀るも、禍成らず。之なり。

23
④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第三十五部

五、吾鼓反。(目録も同じ)

※廣韻は、五・戸・鼓、俱に上十姥。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第一上部

帝、都麗反。

※廣韻は、帝・細・麗、俱に去十二霽。

(三) 『三家簿讚』(石氏星官簿讚)

黃帝坐、一星、在大微中。(黃帝、土德位常存。)

四帝坐、四星、夾黃帝坐。(四帝坐、位色各殊。)

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志略同文)

黃帝坐、在太微中、含樞紐之神也。天子動得天度、止得地意、從容中道、則太微五帝坐明以光。

(四) 『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

黃帝坐不明、人主求賢士、以輔法。不然、則奪勢。

(五) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

石氏曰、「月犯黃帝座、大人憂。其中黃帝座、大人易、天下亂。……『黃帝占』曰、「月犯四帝座、天下有喪。」

(六) 『開元占經』卷十四、月占四、月犯石氏中官一

『帝覽嬉』曰、「月出黃帝座之北、禍之大、出其南、禍之小。若近之、大臣謀亂、禍不成。」

24(1)

屏 〈俾井反上〉 石氏曰四星在坐南西星入翼七度去極七十二度半也 □□屏所以壅蔽帝庭也故防執法主刺舉 〈守曰御史庭尉之象故主刺舉者也〉

晋志曰臣尊敬君上則光 □□劉表曰屏四輔主星去失君臣禮臣有誅也

24(2)

屏 〈俾井反、上。〉 石氏曰、「四星。在坐南。西星入翼七度、去極七十二度半也。屏所以壅蔽帝庭也。故防執法。執法主刺舉 〈守曰、「御史・廷尉之象、故主刺舉者也。」〉。」『晉志』曰、「臣尊敬君上、則光。」劉表曰、「屏、四輔。四輔星去、失君臣禮、臣有誅也。」

24(3)

屏 〈俾井の反、上。〉 石氏曰く、「四星。坐の南に在り。西星は翼に入ること七度、極を去ること七十二度半なり。屏は帝庭を壅蔽する所以なり。故に執法を防る。執法は刺舉を主る 〈守曰く、「御史・廷尉の象、故に刺舉を主る者なり。」と。〉と。『晉志』に曰く、「臣^(三)君上を尊敬すれば、則ち光く。」と。劉表曰く、「屏は、四輔なり。四輔星去れば、君臣の禮を失し、臣に誅せらるる有るなり。」と。

24(4)

(一) 『篆隸萬象名義』卷第十一尸部

屏、俾領反。

※廣韻は、屏・井・領、俱に上四十靜。

(二) 『三家簿讚』(石氏星官簿讚)

屏、四星 在黃帝坐南。〈屏星、執法主刺舉。〉

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

屏、四星 在端門之内、近右執法。屏所以壅蔽帝庭也。執法主刺舉。臣尊敬君上、則星光明潤澤。

(三) 注 (二) 所引『晉書』天文志を参照。

(四) 『開元占經』卷六十九、甘氏中官占一、四輔星占一

郗萌曰、「四輔去、君臣失禮、輔臣有誅者。」

※甘氏中官の四輔は北極近辺の星であり、屏とは無関係。屏を四輔とする他の例は未詳であるが、甘氏中官の四輔以外にも太微の東西の次相・次將も「太微東西蕃四輔」と呼ばれることが有り、『開元占經』には双方の月占・五星占に「臣有誅者」「君臣失禮」若しくはそれに類似する占辞を見る事ができる。

25
①

謁者（〔一〕）〈於□反入諸野反上〉甘氏曰一星在執法東北主讚賓客也
〔二〕 謝字の右旁に「謁歟」と書入有り。

25
②

謁者〈於□反、入。諸野反、上。〉甘氏曰、「一星。在執法東北。主讚賓客也。」

25
③

謁者〈於□の反、入。諸野の反、上。〉甘氏曰く、「一星。執法の東北に在り。賓客を讀たすくるを主るなり。」と。

25
④

（二）『篆隸萬象名義』卷第九言部

謁、於歟反。

※廣韻は、謁・歟、俱に入十月。

（三）『篆隸萬象名義』卷第四凶部

者、諸野反。

（三）『三家簿讚』（甘氏星官簿讚）

謁者、一星、在左執法東北。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志同文）

左執法東北一星、曰謁者、主贊賓客也。

『天文要錄』卷四十八、四十六謁者

齊甘德曰、「謁者、一星、在左執法東北。謁者主衛使治脩也。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、謁者星占四十六

甘氏曰、「謁者、一星、在左執法北。主讚謁之官也。」

26
①

三公（思甘反古紅反）甘氏曰三星在謁者東北主輔德也内坐朝會之所居也

26
②

三公（思甘反。古紅反。）甘氏曰、「三星。在謁者東北。主輔德也。内坐、朝會之所居也。」

26
③

三公（思甘の反。古紅の反。）甘氏曰く、「三星。謁者の東北に在り。徳を輔くを主るなり。内坐なり、朝會の居る所なり。」と。

26
④

(一) 『篆隸萬象名義』卷第一三部

三、思甘反。(目録は「三、蘊甘反。」に作る。)

(二) 『篆隸萬象名義』卷第三十八部

公、古紅反。

(三) 『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

三公内座、三星、在謁者東北。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

謁者東北三星、曰三公内坐、朝會之所居也。

『天文要錄』卷四十八、四十七三公内座

齊甘德曰、「三公内坐、三星、在謁者東北。三公主文德象脩也。主五穀。」

『開元占經』卷六十九 甘氏中官占五、三公内座星占四十七

甘氏曰、「三公内座、三星、在謁者東北。朝會・宴私之所也。」

27
①

九卿(居婦反上慶呈反平) 甘氏曰三星在三公北主獄獻謹内坐主治万事也

27
②

九卿(居婦反、上。慶呈反、平。) 甘氏曰、「三星。在三公北。主獄獻謹。内坐、主治萬事也。」

27
③

九卿(居婦の反、上。慶呈の反、平。) 甘氏曰く、「三星。三公の北に在り。獄を主り謹を獻ず。内坐なり、萬事を治むるを主るなり。」と。

(一) 『篆隸萬象名義』卷第三十九部

九、居有反。

※廣韻は、九・婦・有、俱に上四十四有。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第二十八卯部

卯、吉京反。

※廣韻は、卿・京、俱に下平十二庚、呈、下平十五清・去四十五勁。本文の反切下字の「呈」は或いは卿・京と同韻の「搘」の誤か。

(三) 『三家簿讚』(甘氏星官簿讚)

九卿内座、三星、在三公西北。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志同文）

三公北三星曰九卿内坐、主治萬事。

『天文要錄』卷四十八、四十八九卿内座

齊甘德曰、「九卿内座、三星、在三公西北。主書武官也。主兵官食衛也。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、九卿内座星占四十八

甘氏曰、「九卿内座、三星、在三公北。」『甘氏讚』曰、「三公・九卿讚謁者・諸侯。」

28(1)

諸侯（者居反平胡溝反平）甘氏曰五星星在九卿西_{〔主〕}衛國_{〔主〕}晋志曰内侍天子不之國也禮緯曰辟雍禮脩和服則星明順之也

〔二〕底本は記した文字に見せ消ちを付し右旁に「主」と書入れたように見えるが、尊經閣本は本文に「主」と記して見せ消ちや書入も無いため、底本抄寫の際の誤りと考えられる。

28(2)

諸侯（者居反、平。胡溝反、平。）甘氏曰、「五星。星在九卿西。主衛國。」『晉志』曰、「内侍天子、不之國也。」『禮緯』曰、「辟雍禮脩和服、則星明順之也。」

28(3)

諸侯（者居の反、平。胡溝の反、平。）甘氏曰く、「五星。星九卿の西に在り。國を衛るを主る。」と。『晉志』に曰く、「_{〔主〕}天子に内侍し、國に之かざるなり。」と。『禮緯』に曰く、「_{〔主〕}辟雍の禮脩まり和し服せば、則ち星明かなりて之に順ふなり。」と。

28(4)

(二)『篆隸萬象名義』卷第九言部

諸、主餘反。

※廣韻は、諸・居・餘、俱に上平九魚。

(二)『篆隸萬象名義』卷第十七矢部

侯、胡溝反。

(三)『三家簿讚』（甘氏星官簿讚）

内五諸侯、五星、在九卿西。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志略同文）

九卿西五星曰内五諸侯。内侍天子、不之國也。辟雍之禮得、則太微・諸侯明。

『天文要錄』卷四十八、四十九内五諸侯

齊甘德曰、「内五諸侯、五星、在九卿西北。主五陳發門也。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、内五諸侯星四十九

甘氏曰、「内五諸侯、五星、在九卿西。」又曰、「五諸侯衛國、故列在帝庭。」

(四) 注(三) 所引『晉書』天文志も参照。

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、内五諸侯星四十九

『禮緯』曰、「辟雍之禮得穆穆皇和服、則太微・諸侯明也。」

29①

太子〈他賴反去咨理反上〉甘氏曰一星在帝坐北侍席後隅□晋志曰太子帝儲也

29②

太子〈他賴反、去。咨理反、上。〉甘氏曰、「一星。在帝坐北。侍席後隅。」『晉志』曰、「太子、帝儲也。」

29③

太子

〔他賴の反、去。咨理の反、上。〕甘氏曰く、「^(一)星。帝坐の北に在り。後隅に侍席す。」と。『晉志』に曰く、「^(四)太子は、帝の儲なり。」と。

29④

太子

〔他賴の反、去。咨理の反、上。〕甘氏曰く、「^(二)星。帝坐の北に在り。後隅に侍席す。」と。『晉志』に曰く、「^(三)太子は、帝の儲なり。」と。

(二) 『篆隸萬象名義』卷第三十子部

子、咨似反。(目録は「子、次似反」に作る。)

※廣韻は、子・理・似、俱に上六止。

(三) 『三家簿讀』(甘氏星官簿讀)

太子、一星、在帝坐北。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮(隋志同文)

五帝坐北一星曰太子、帝儲也。

『天文要錄』卷四十八、五十太子

齊甘德曰、「太子、一星、在帝坐北、侍坐也。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、太子星占五十

甘氏曰、「太子、一星、在帝座北。」

(四) 注(三) 所引『晉書』天文志を参照。

30
①
幸臣

〈莖□反上時仁反平〉甘氏曰一星在帝坐東北侍席後隅

30
②
幸臣

〈莖□反、上。時仁反、平。〉甘氏曰、「一星。在帝坐東北。侍席後隅。」

30
③
幸臣

〈莖□の反、上。時仁の反、平。〉甘氏曰く、「一星。⁽¹⁾ 帝坐の東北に在り。後隅に侍席す。」と。

30
④
幸臣

〈莖□の反、上。時仁の反、平。〉甘氏曰く、「一星。⁽¹⁾ 帝坐の東北に在り。後隅に侍席す。」と。

（二）『篆隸萬象名義』卷第二十一天部

委、核耿反。

※廣韻は、幸・耿、俱に上三十九耿。

（二）『篆隸萬象名義』卷第三臣部

臣、時仁反。（目録も同じ）

（三）『三家簿讚』（甘氏星官簿讚）

幸臣、一星，在帝坐東北。〈右五官與幸臣、侍後隙。〉

※右五官は三公・九卿・內五諸侯・三老・太子を指す。

『晉書』卷十一、天文志上、中宮（隋志同文）

帝坐東北一星、曰幸臣。

『天文要錄』卷四十八、五十三幸臣

齊甘德曰、「幸臣、一星，在帝坐東北。侍坐後聚。凡三公・九卿・謁者讚諸侯・太子・幸臣、皆无占列辭。」

『開元占經』卷六十九、甘氏中官占五、幸臣占五十二

甘氏曰、「幸臣、一星，在帝座東北。」『甘氏讚』曰、「太子、幸臣侍座後聚。」